

令和3年8月30日

大泉学園緑小学校 保護者 様

練馬区立大泉学園緑小学校  
校長 鈴木 英明

## 緊急事態宣言中における 9月からの「日常的な感染症の対策」について

夏季休業前とは大きく異なる感染拡大を受け、改めて日常的な感染症の対策に取り組み、子供たちにとって安全で安心できる教育活動をつくってまいります。「練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン」に従い、今まで実施していたことも含め、学校が実施する対策をお知らせいたします。

なお、感染状況に変化があり、国や都、練馬区からの指示があった場合には、変更する場合があります。

### 1 日常的な予防対策

#### (1) 毎朝の検温および健康観察

- ・ 緊急事態宣言中は、教員が昇降口で東西昇降口に分かれて健康チェックの声かけをし、検温忘れの児童には校舎内に入る前に検温します。
- ・ 家庭で毎朝記録した「健康の記録」をもとに、一人一人の健康観察と体温を学校で記録します。

#### (2) 密を避ける

- ・ 緊急事態宣言中は、異学年交流に当たる活動を行いません。
- ・ 必要以上のおしゃべりをしないこと、人との距離を一定程度保つ指導をしていきます。
- ・ 教室での机と机の間は、できる限り間隔を空けて設置します。

#### (3) こまめな手洗い

- ・ 一日4回以上、手洗いをします。①登校後 ②中休み後 ③給食前 ④昼休み後等
- ・ 流しの使い方のルール（待つ位置の印）を掲示します。

#### (4) 水分補給

- ・ 水筒を持参させてください。（水またはお茶類）
- ・ 衛生面を考慮し、冷水機に口を近づけて直接飲むことはできません。コップや水筒に汲む利用とします。
- ・ 熱中症の危険を回避するために、休み時間ごとに水分補給をさせます。（活動によっては、授業中に水分補給をします。）

#### (5) マスクの着用

- ・ 児童および教職員は、鼻と口元を覆うようにマスクを着用します。
- ・ 体育の際には、児童の熱中症予防のため、活動によりマスクを外します。

## (6) 換気

- ・向かい合う窓やドアを開け、常時二方向換気を実施します。気温や室温に合わせて、扇風機も使用します。

## (7) 欠席連絡方法

【1 欠席フォーム】(当日分は午前8:30まで)

【2 電話 03-3925-7233】

【3 FAX 03-5387-2194】

- ・複数の人の手を介することを避けるため、兄弟姉妹以外の連絡帳の使用は中止とします。
- ・欠席連絡以外で本人が担任に渡す連絡帳の使用は従来通りです。(体育の見学、早退、相談等)

## 2 給食について

- (1) 全員前を向き、飛沫防止のついたてを設置します。
- (2) 喫食中以外は、必ずマスクを着用します。給食当番が手指の消毒をして配膳を行い、各自がトレーに乗せ、自分の席に置きます。食前の手洗いや消毒も必ず行います。
- (3) おかわりは、担任がアルコール消毒・マスクを着用した上で行います。

## 3 教育活動時の対策

### (1) 身体的距離の確保（密集の回避）

- ・必要に応じて学級を複数のグループに分け、使用していない教室を活用します。
- ・児童の席の間をおおむね1m程度離し、対面の活動の際はついたてを使用します。

### (2) 各教科等の指導における対策

- ・緊急事態宣言中は、音楽における歌唱の活動や管楽器（鍵盤ハーモニカ・リコーダー）を用いる活動、および身体接触を伴う活動は行いません。
- ・緊急事態宣言中は、家庭科においては、調理実習は実施しません。
- ・児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は行いません。

### (3) 休み時間の過ごし方

- ・校庭は3学年ずつ遊びの割り当てをします。校庭を利用できない学年は、教室や図書室などで静かに過ごします。

### (4) 清掃について

- ・9月の短縮授業中は、帰りの会終了後に各学級10名程度（2班程度）だけが残って清掃を行い、清掃時や下校時の密を避けます。

### (5) クラブ活動（456年）、委員会活動（4年一部・56年）について

- ・緊急事態宣言中は、クラブ活動を行いません。
- ・緊急事態宣言中に委員会活動を行う場合には、異学年が交流しない体制で行います。

## 4 保健室の扱い

- (1) 発熱があった児童には、基本的に養護教諭が看護をします。保健室に長時間休ませることが困難なため、できるだけ早めのお迎えをお願いします。お迎えは校庭側から来てください。
- (2) 発熱の児童が保健室にいる場合には、発熱以外のけがや体調不良の児童は、第2保健室（応接室）で手当てをします。

## 5 学校施設内の消毒

- (1) 担任または担当者が消毒する場所
  - ・ドアの取手、窓の取手、電気のスイッチ、給食の配膳台、複数の児童が触れる場所
- (2) 用務主事が消毒する場所（放課後・休み時間後その都度）
  - ・階段の手すり、トイレの個室ドア取手、水洗レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口（流し）

## 6 感染の疑いがあるとき・感染したとき

- (1) お子さんが、PCR検査を行うなど感染の疑いがあることを事前に把握した場合は、学校に必ずご連絡ください。なお、感染の経緯や検査を受ける日時や医療機関名等をお知らせください。
- (2) 同居の家族などに感染が分かり、お子さんが濃厚接触者となった場合には、状況が明らかになるまでの間、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算しておおよそ2週間の出席停止となります。（保健所の指示を教えてください。）
- (3) 体調不良や発熱、念のため休ませる場合は、出席停止扱いとなります。
- (4) 出席停止中には、担任が学習課題を配布したり、放課後に電話やタブレットを使用したオンライン学習を行ったりして、学習支援と心のケアを行います。（本人が陰性の場合）
- (5) 学校で児童や教職員のコロナウイルス感染症が確認された場合には、文部科学省のガイドラインに従い、5日から7日程度の学級閉鎖になります。

## 7 放課後や休日の過ごし方について

東京都教育委員会「もう一度確認しよう 学校生活のコロナ対策」より

- (1) 友達の家で遊ばない。
  - (2) 友達と会食しない。
  - (3) 友達とカラオケに行かない。
- 不要不急の外出を避け、感染しない・感染させない行動にご理解ご協力をお願いします。